

## 第24回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種別	報告	予算	条例	その他	計
件数	1	3	2	18	24

#### (2) 議案の名称

##### <報告>

報告第 3号 令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第8号） … 7

##### <予算>

議案第 87号 令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第9号） … 9

議案第 88号 令和6年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算（第2号） … 13

議案第 89号 令和6年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号） … 15

##### <条例>

議案第 90号 尼崎市立休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例について … 17

議案第 91号 尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について … 19

##### <その他>

議案第 92号 指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦人センター） … 21

議案第 93号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター上ノ島） … 23

議案第 94号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター神崎） … 23

議案第 95号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター水堂） … 23

議案第 96号	指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター今北）	… 23
議案第 97号	指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター南武庫之荘）	… 23
議案第 98号	指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター塚口）	… 23
議案第 99号	指定管理者の指定について（尼崎市立園田東会館）	… 27
議案第100号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について	… 29
議案第101号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	… 31
議案第102号	市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について	… 33
議案第103号	指定管理者の指定について（尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場等）	… 59
議案第104号	指定管理者の指定について（尼崎市立立花駅第1自転車駐車場等）	… 59
議案第105号	指定管理者の指定について（尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場））	… 63
議案第106号	指定管理者の指定について（小田南公園（軟式野球場、駐車場、園路及び広場））	… 65
議案第107号	物件の買入れについて（追認）（平成27年度使用教師用教科書及び指導書）	… 67
議案第108号	物件の買入れについて（追認）（令和2年度使用教師用指導書）	… 67
議案第109号	物件の買入れについて（追認）（令和6年度使用教師用教科書及び指導書）	… 67

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故	1件	36,300円
その他	1件	231,382円
- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	4件
----	----
- ・ 民事訴訟法による支払督促の申立てから移行する訴えの提起等 1件

### 3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市副市長の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦



第24回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	報告	番 号	報告第3号	所 管	選挙管理委員会事務局
件 名	専決処分について（令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第8号））				
<b>内 容</b>					
1 専決理由	兵庫県議会議員補欠選挙が執行されることに伴い、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを。				
2 専決処分日	令和6年10月17日				
3 補正予算の規模	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	238,545,672	72,713	238,618,385		
4 歳入歳出補正予算額	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	72,713	総務費	72,713	
	合 計	72,713	合 計	72,713	
5 事業概要					
○ 総務費					
・ 兵庫県議会議員補欠選挙執行関係事業費					72,713 千円
兵庫県議会議員補欠選挙の実施経費					



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第87号	所 管	各事業所管課
件 名	令和6年度尼崎市一般会計補正予算(第9号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の内容 子宮頸がん予防に係るHPVワクチンの接種見込件数の増加に伴い、予算を増額するほか、大物駅から小田南公園への動線である大物川緑地及びゆうあい歩道橋において、環境啓発や機運醸成を目的とした装飾を行うことなどに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	238,618,385	574,067	239,192,452		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	8,760	総務費	11,500	
	繰越金	253,807	衛生費	244,410	
	諸収入	311,500	商工費	318,157	
	合 計	574,067	合 計	574,067	
4	繰越明許費 変更 (単位：千円)				
	款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
	土木費	都市計画費	有料公園施設整備事業	60,000	68,671

5 債務負担行為  
変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
国民年金事務関係事業	令和9年度	9,573	令和9年度	10,357
常光寺難波線道路整備事業	令和9年度	1,747,000	令和11年度	1,747,000

## 補正予算の内容

(1) 予防接種事業費	253,807 千円
子宮頸がん予防に係るHPVワクチンの接種見込件数の増加に伴い、予算を増額する。	
(2) 小田南公園周辺地域活性化の推進	
・小田南公園周辺地域活性化事業費	18,157 千円
大物川緑地及びゆうあい歩道橋において、環境啓発や機運醸成を目的とした装飾を行う。	
・ゼロカーボンシティ推進事業費	△9,397 千円
脱炭素先行地域推進事業の取組内容の変更に伴い、予算を減額する。	
(3) SDGs「あま咲きコイン」推進事業費	300,000 千円
あま咲きコインの発行見込額の増加に伴い、予算を増額する。	
(4) 訴訟賠償等事務経費	11,500 千円
市立小学校に隣接する道路上において発生した事故に係る賠償金の支払を行う。	

## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>11,500 千円</b>
訴訟賠償等事務経費	11,500 千円
市立小学校に隣接する道路上において発生した事故に係る賠償金の支払を行う。	
<b>衛生費</b>	<b>244,410 千円</b>
予防接種事業費	253,807 千円
子宮頸がん予防に係るHPVワクチンの接種見込件数の増加に伴い、予算を増額する。	
ゼロカーボンシティ推進事業費	△9,397 千円
脱炭素先行地域推進事業の取組内容の変更に伴い、予算を減額する。	
<b>商工費</b>	<b>318,157 千円</b>
SDGs「あま咲きコイン」推進事業費	300,000 千円
あま咲きコインの発行見込額の増加に伴い、予算を増額する。	

小田南公園周辺地域活性化事業費

18,157 千円

大物川緑地及びびゅうあい歩道橋において、環境啓発や機運醸成を目的とした装飾を行う。

<令和6年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第88号	所 管	市場再整備担当
件 名	令和6年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算 (第2号)				
内 容					
1	債務負担行為 廃止 (単位: 千円)				
	事 項	期 間	限 度 額		
	次期地方卸売市場整備事業	令和72年度	30,000,000		



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第89号	所 管	財務課、ボートレース事業 部経営企画課												
件 名	令和6年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)																
内 容																	
<p>1 補正理由</p> <p>競走用ボート及びモーター (以下「ボート等」という。) については1年ごとに登録更新をすることが義務付けられており、例年であれば年度当初にボート等の更新作業 (10日間程度) を行っているところ、現在進めている競技エリアの施設整備において、令和7年度に長期の工事集中期間 (レース非開催) を設けることとなったことに伴い、例年通りのレース開催日を確保するには令和7年4月の月初からレースを実施する必要が生じたため、今年度末にボート等の更新作業を前倒しして実施するにあたり営業費用を増額するもの。</p> <p>2 補正予算の内容</p> <p>(1) 収益的収入及び支出</p> <p>○ 支出 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1款 モーターボート競走事業費用</td> <td>68,138,962</td> <td>88,603</td> <td>68,227,565</td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業費用</td> <td>67,780,684</td> <td>88,603</td> <td>67,869,287</td> </tr> </tbody> </table>							既決予定額	補正予定額	計	第1款 モーターボート競走事業費用	68,138,962	88,603	68,227,565	第1項 営業費用	67,780,684	88,603	67,869,287
	既決予定額	補正予定額	計														
第1款 モーターボート競走事業費用	68,138,962	88,603	68,227,565														
第1項 営業費用	67,780,684	88,603	67,869,287														



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第90号	所 管	保健企画課
件 名	尼崎市立休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例について				
<b>内 容</b>					
1	<p><b>制定理由</b></p> <p>公益財団法人尼崎健康医療財団が運営する休日夜間急病診療所については、令和7年度に市役所南側の敷地に移転する予定であるが、安定的な1次救急医療体制の確保に加え、新興感染症の発生など有事の際の活用も想定し、新施設については公の施設として位置付けるとともに、指定管理者制度を導入するための条例を制定するもの。</p>				
2	<p><b>主な制定内容</b></p> <p>(1) 設置 (第2条)</p> <p>休日及び夜間における急病患者に対する応急的な診療等を行うことにより、本市の区域内的の医療体制の確保及び充実を図り、もって市民の健康保持に寄与するための施設として尼崎市立休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）を設置することを定める。</p> <p>(2) 位置 (第3条)</p> <p>診療所が尼崎市西難波町6丁目1番9号に位置することを定める。</p> <p>(3) 診療科目 (第5条)</p> <p>診療科目は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 内科</p> <p>イ 小児科</p> <p>ウ 眼科</p> <p>エ 耳鼻咽喉科</p> <p>(4) 診療日、診療時間及び使用料等 (第6条・第7条)</p> <p>診療所の診療日及び診療時間は規則で定める。また、使用料は、原則、健康保険法等に基づき算定した額を徴収する。</p> <p>(5) 診療所の管理等 (第10条～第15条)</p> <p>診療所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の選定及び業務の範囲等について定める。</p> <p>(6) 指定管理者の選定の特例 (付則第2項)</p> <p>地域医療の向上に資する活動を行う一般社団法人を診療所の管理を行う指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができることとする。</p>				
3	<p><b>施行期日</b></p> <p>規則で定める日</p> <p>なお、指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができることとする。</p>				



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第91号	所 管	開発指導課
件 名	尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第172号)の制定により、建築基準法施行令から本条例に引用している「建築物の見付面積」の定義が削除されるため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別表第1項第3号中の建築物の見付面積の定義を規定する部分を「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項に規定する見付面積」から「張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>					

尼崎市都市美形成条例

改正後		現 行	
別表		別表	
地域又は区域	行為	地域又は区域	行為
1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（これらの地域のうち都市美形成地域を除く。）	(3) 第1号ア又はイに掲げる建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）で、その見付面積（ <u>張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積</u> をいう。以下同じ。）の過半を変更するもの	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（これらの地域のうち都市美形成地域を除く。）	(3) 第1号ア又はイに掲げる建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）で、その見付面積（ <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項に規定する見付面積</u> をいう。以下同じ。）の過半を変更するもの

&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第92号	所 管	ダイバーシティ推進課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦人センター）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立女性・勤労婦人センター（以下「女性センター」という。） 尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号				
2	指定管理者 尼崎市潮江3丁目4番18号 特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎 理事長 内田 信子				
3	指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和6年7月3日から9月9日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②女性センターの効用を最大限に発揮させるものであるか ③女性センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④女性センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎は、選定委員会で設けた4つの選定基準の全てにおいて、一定の水準以上の評価を得ており、女性センターの指定管理者として適切であると判断した。				



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第93号～ 第98号	所 管	地域総合センター担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合センター）				
内 容					
1 施設名、所在地及び指定管理者					
	施設名	所在地	指定管理者		
1	地域総合センター 上ノ島	尼崎市南塚口町 8丁目7番25号	尼崎市南塚口町8丁目7番11号 社会福祉法人いきいきのびのび 理事長 橋本 貴美男		
2	地域総合センター 神崎	尼崎市神崎町1 4番22号	尼崎市神崎町14番22号 特定非営利活動法人スマイルひろ ば 理事 中井 澄江		
3	地域総合センター 水堂本館	尼崎市水堂町2 丁目35番1号	尼崎市水堂町2丁目31番7-20 1号 一般社団法人水堂総合センター運 営委員会 代表理事 田村 孝		
	地域総合センター 水堂分館	尼崎市水堂町2 丁目34番21号			
4	地域総合センター 今北	尼崎市西立花町 3丁目14番1号	尼崎市西立花町5丁目4番9号 特定非営利活動法人人権センター 東今北 理事 豊島 俊彦		
5	地域総合センター 南武庫之荘	尼崎市南武庫之 荘11丁目6番 15号	尼崎市東七松町1丁目23番1号尼 崎市役所内 公益社団法人尼崎人権啓発協会 代表理事 谷川 正秀		
6	地域総合センター 塚口	尼崎市塚口本町 2丁目28番1 1号	大阪市中央区備後町1丁目7番10 号 大林ファシリティーズ株式会社大 阪支店 取締役常務執行役員大阪支店長 松井 秀雄		
2 指定期間					
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）					

### 3 選定方法

令和6年7月3日から9月9日まで公募を行い、4人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。

#### 【選定基準】

- ①市民の平等な利用が確保されるものであるか
- ②地域総合センターの効用を最大限に発揮させるものであるか
- ③地域総合センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか
- ④地域総合センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか

### 4 応募団体（下記に掲げる区分ごとに応募）

- (1) 地域総合センター上ノ島 1団体
- (2) 地域総合センター神崎 2団体
- (3) 地域総合センター水堂本館及び水堂分館 2団体
- (4) 地域総合センター今北 1団体
- (5) 地域総合センター南武庫之荘 1団体
- (6) 地域総合センター塚口 2団体

### 5 選定理由

各選定団体は、選定委員会で設けた4つの選定基準において、それぞれ総合的に優れた評価を得たことにより、地域総合センターの指定管理者として適切であると判断した。

## 応募者一覧

### (1) 地域総合センター上ノ島

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	社会福祉法人いきいきのびのび	理事長 橋本 貴美男	尼崎市南塚口町8丁目7番11号

### (2) 地域総合センター神崎

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社クラウド	代表取締役 松尾 明香	尼崎市尾浜町3丁目29番地26号エーベル尼崎尾浜1階101B
2	特定非営利活動法人スマイルひろば	理事 中井 澄江	尼崎市神崎町14番22号

(五十音順)

### (3) 地域総合センター水堂本館及び水堂分館

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	一般社団法人水堂総合センター運営委員会	代表理事 田村 孝	尼崎市水堂町2丁目31番7-201号
2	特定非営利活動法人認知症サポートグループONBOARD	理事長 山本 雅彦	西宮市木津山町3番11号

(五十音順)

### (4) 地域総合センター今北

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人人権センター東今北	理事 豊島 俊彦	尼崎市西立花町5丁目4番9号

### (5) 地域総合センター南武庫之荘

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	公益社団法人尼崎人権啓発協会	代表理事 谷川 正秀	尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役所内

### (6) 地域総合センター塚口

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	大林ファシリティーズ株式会社大阪支店	取締役常務執行役員大阪支店長 松井 秀雄	大阪府中央区備後町1丁目7番10号
2	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪府北区梅田1丁目2番2-1200号

(五十音順)



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第99号	所 管	園田地域課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立園田東会館）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立園田東会館 尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号				
2	指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史				
3	指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和6年7月5日から9月5日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、3つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②施設の効用を最大限に発揮させるものであるか ③施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 2団体				
6	選定理由 株式会社ハウスビルシステムは、選定委員会で設けた3つの選定基準の全てにおいて、総合的に優れた評価を得たことにより、尼崎市立園田東会館の指定管理者として適切であると判断した。				

応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2 -1200号
2	特定非営利活動法人シンフォ ニー	代表理事 山崎 勲	尼崎市神田北通2丁目12番 の1 大陽ビルディング5階 D室

(五十音順)





&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第101号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）				
内 容					
1 提起理由					
(1) 市営住宅の家賃の長期滞納により当該市営住宅の賃貸借契約を解除した者に対して、滞納家賃の支払及び入居する市営住宅の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。また、市営住宅の賃貸借契約を解除した者の連帯保証人に対して、滞納家賃及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。					
(2) 市営住宅の名義人死亡に伴う使用权承継の手續を行わない不法占拠者に対して、市営住宅の明渡し及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。					
(3) 市営住宅における他の入居者への迷惑行為により当該市営住宅の賃貸借契約を解除した者に対して、入居する市営住宅の明渡し及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。					
2 被告氏名等					
(1) 住宅家賃滞納者 ※滞納金額等はR6.10.7時点の数値					
No.	氏名	滞納金額等	居住	状況	
1	■■■■■	1,128,000円 (24ヶ月)	無	令和6年9月6日契約解除通知発送。催告したが全額納付が無いため令和6年9月30日契約解除。	
2	■■■■■ (連帯保証人)	—	—	令和6年9月6日連帯保証債務履行通告書発送。債務を履行しない。	
3	■■■■■	975,409円 (34ヶ月)	有	令和6年8月5日契約解除通知発送。催告したが全額納付が無いため令和6年8月26日契約解除。	
(2) 不法占拠者					
No.	氏名	状況			
4	■■■■■	度重なる電話、訪問及び文書送付を行うも、家賃支払い及び使用权承継の手續を行わない。			
(3) 迷惑行為者					
No.	氏名	状況			
5	■■■■■	住戸内及びベランダ部分等を荷物で埋め尽くすなど、周囲の衛生環境の悪化や火災の危険性が生じるため指導を行うも、改善が見られないため、令和6年10月7日契約解除通知発送し、令和6年10月16日契約解除。			



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第102号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について				
内 容					
1	理由 道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市道路線を認定、廃止、一部廃止及び変更するため、議決を求めるもの。				
2	対象路線				
	(1) 認定しようとする路線				
	路 線 名		起 点 ～ 終 点		
	市道第901号線		塚口本町6丁目49-2～同50-1		
	市道第902号線		東園田町1丁目55-26～同55-27		
	(2) 廃止しようとする路線				
	路 線 名		廃 止 区 間		
	瓦宮16号仁毛線		瓦宮字仁毛17-2～同25-3		
	北園田第二区画第4号線		食満4丁目264～食満5丁目14-2		
	北園田第二区画第6号線		御園1丁目354～同354		
	北園田第二区画第47号線		御園1丁目341-1～同336		
	北園田第二区画第93号線		御園1丁目350～同351		
	椎堂15号苗代線		椎堂字苗代111-6～同138-1		
	椎堂16号尼田線		東園田町3丁目59-2～同72-2		
	東園田第1区画第5号線		東園田町1丁目65-7～同335		
	法界寺2号宮前線		東園田町5丁目75～同59-1		
	戸ノ内町2丁目線の1		戸ノ内町2丁目559-9～同559-9		
	(3) 一部廃止しようとする路線				
	路 線 名		廃 止 区 間		
	耕5号耕2区線		東塚口町1丁目447-5～同447-5		
	主31塚口駅前線		東塚口町1丁目451-5～同447-5		
	主39園田塚口停車場線		御園字石塚390-1～同390-1		
	御園6号西ノ丁線		御園字西ノ丁197～御園2丁目198-1		

御園 2 号土手南線	御園字土手ノ南 3 9 - 8 ~ 御園 2 丁目 1 3 1 - 1
御園 1 6 号北浦線	御園字北浦 5 5 1 - 2 ~ 御園 3 丁目 3 - 1 0
若王寺 3 0 号平田東寺開線	若王寺 1 丁目 2 0 0 ~ 同 1 9 4
若王寺 3 4 号西寺開南線	若王寺 1 丁目 1 5 1 ~ 同 1 4 9
瓦宮 2 号宮浦線	瓦宮字宮裏 1 0 1 - 2 ~ 瓦宮 1 丁目 1 0 2 - 1 5
下食満 5 号南台線	食満 7 丁目 4 1 3 ~ 同 4 2 1
北園田第二区画第 6 4 号線	食満 7 丁目 4 1 3 ~ 同 8 4 3 - 2
北園田第二区画第 6 5 号線	食満 7 丁目 8 4 3 - 3 ~ 同 8 4 3 - 2
南清水 2 4 号稻荷線	南清水 2 4 4 - 1 ~ 南清水字稻荷 2 4 6 - 1 2
北園田第二区画第 5 号線	食満 1 丁目 1 7 ~ 同 1 7
園田西武庫線の 2	御園 1 丁目 3 4 1 - 1 ~ 同 3 2 9
田能 1 5 号イバノ山 1 号線	田能 3 丁目 1 1 9 8 - 4 ~ 田能字イバノ山 1 2 3 8 - 1
田能 3 0 号エナ塚北線	田能字扇寅 1 0 9 5 ~ 田能 3 丁目 8 4 6 - 3
主 7 八向田線	東園田町 3 丁目 2 - 1 ~ 椎堂 1 丁目 1 1 1 - 3
主 1 6 の 1 戸ノ内伊丹線	東園田町 5 丁目 5 9 - 1 ~ 同 6 0 - 1
戸ノ内 1 4 号八ノ坪線	東園田町 8 丁目 6 6 - 1 ~ 同 6 7 - 1

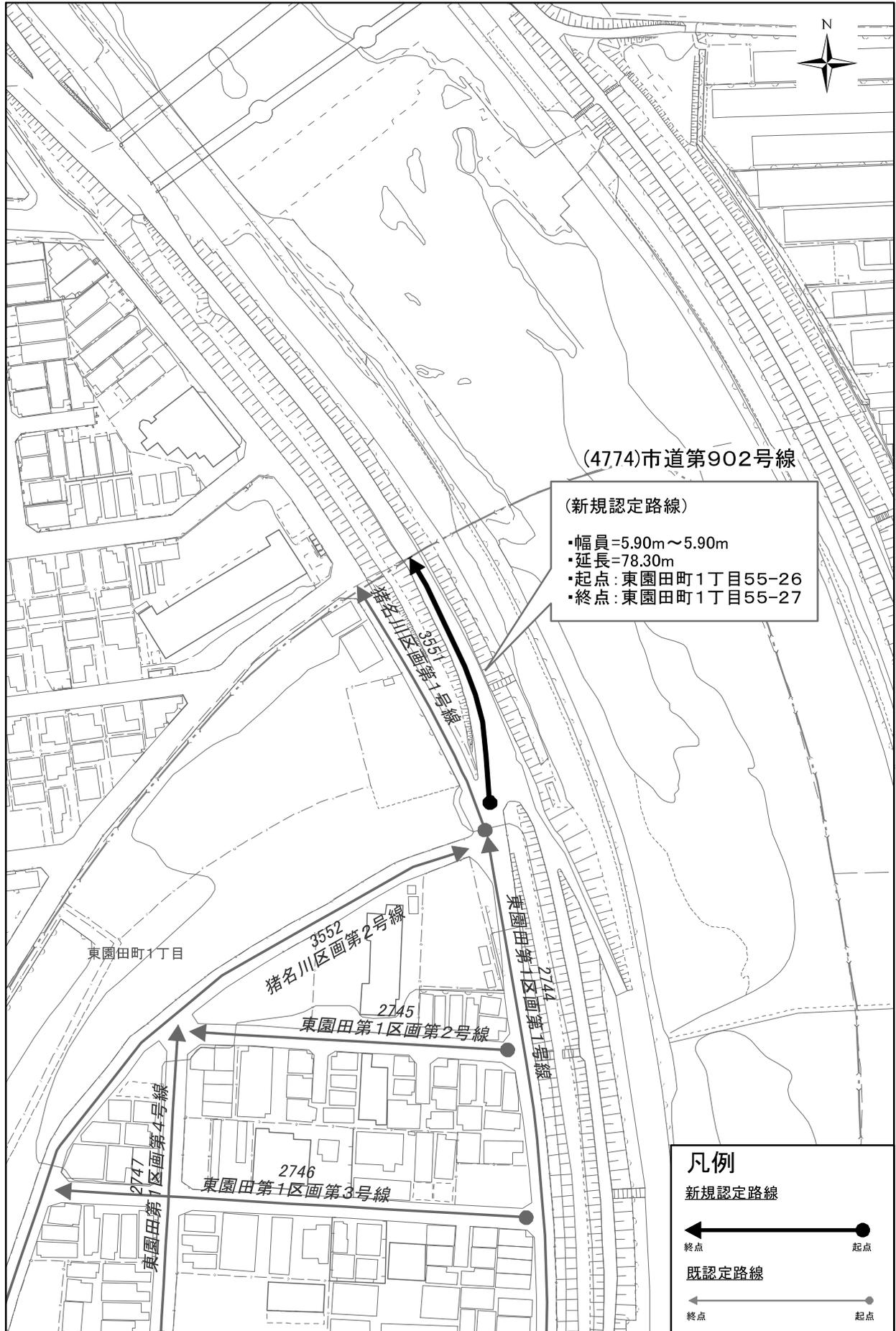
(4) 変更しようとする路線

路 線 名	旧 新 別	起 点 ~ 終 点
戸ノ内南畑松ノ東線	旧	戸ノ内町 3 丁目 7 5 6 - 8 0 ~ 同 7 9 2 - 8 7
	新	戸ノ内町 3 丁目 7 5 6 - 7 8 ~ 同 7 9 2 - 8 7
森 1 6 号辻南線	旧	南塚口町 3 丁目 2 3 - 7 ~ 同 2 4 - 1
	新	南塚口町 3 丁目 2 3 - 7 ~ 同 6 9 1 - 1 0



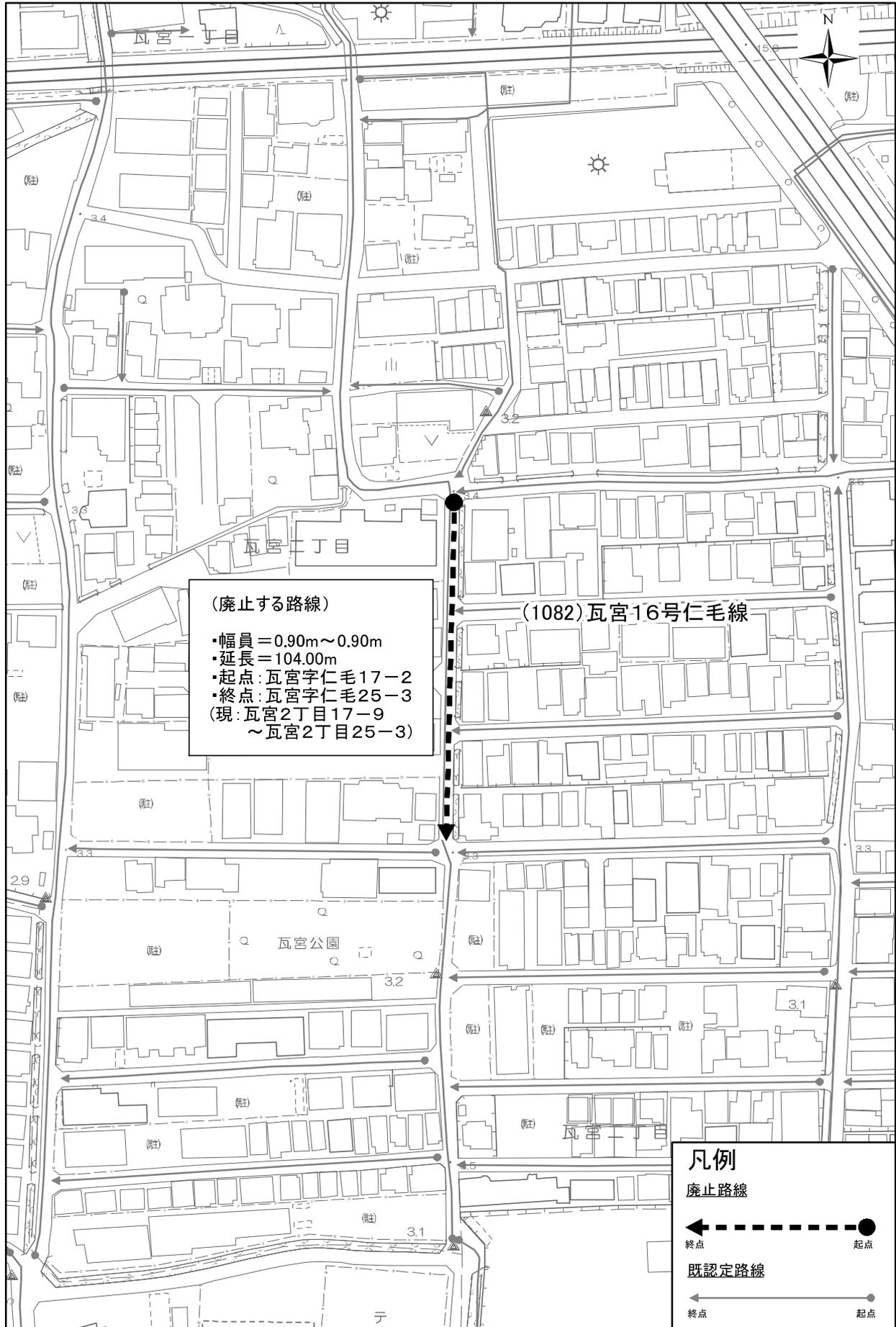
# 市道路線の認定図(S=1/1500)

別図2



# 市道路線の廃止図(S=1/1500)

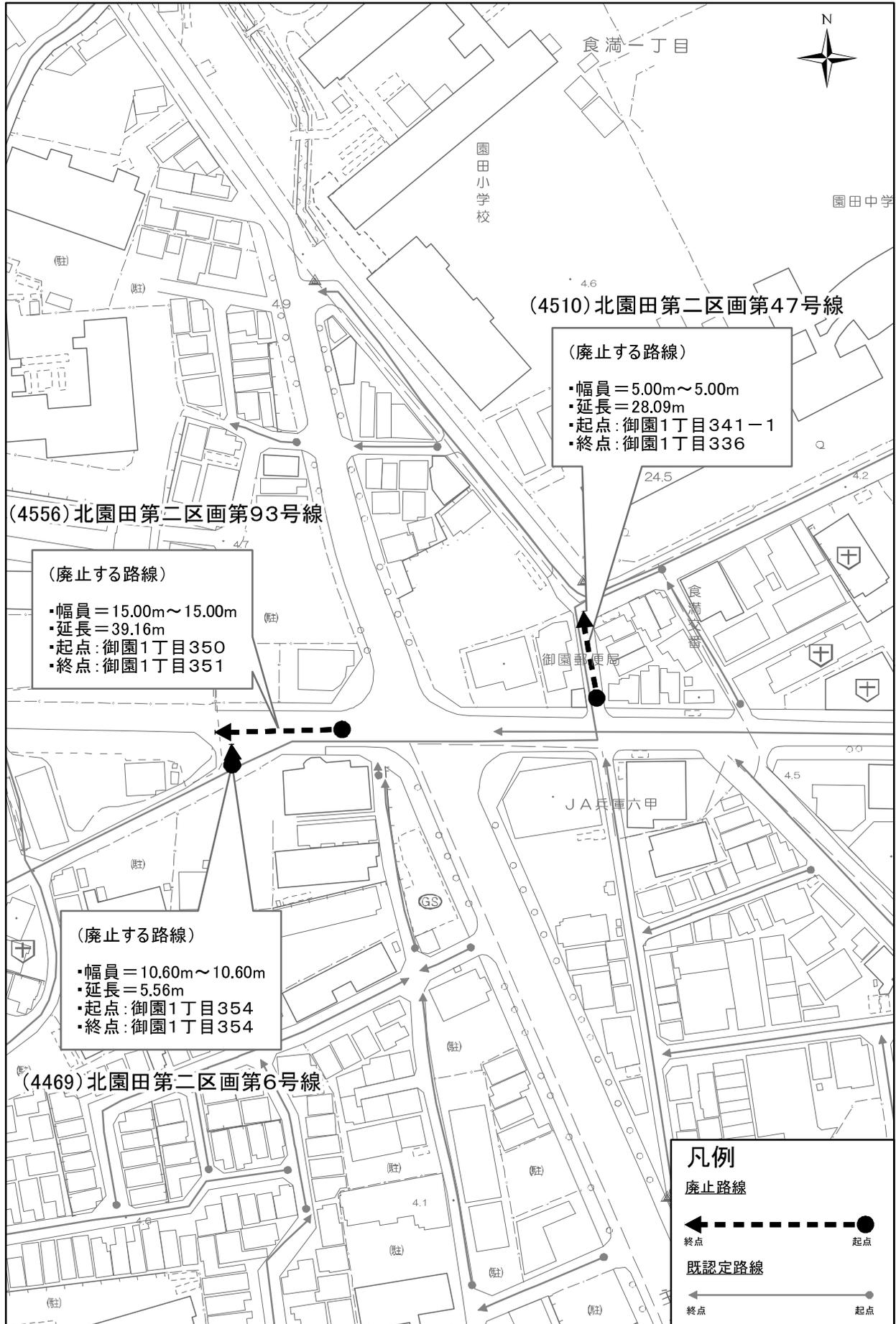
別図1





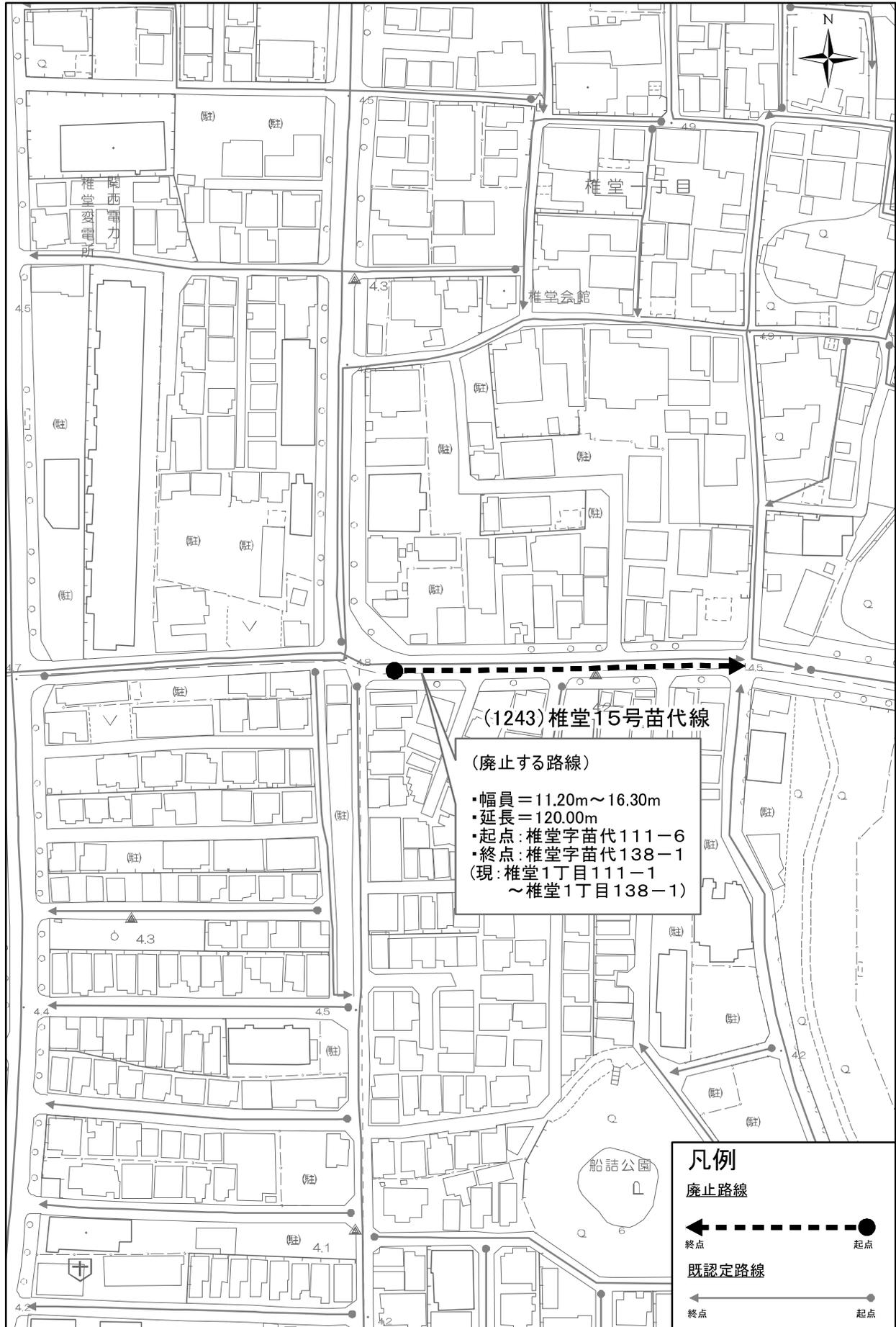
# 市道路線の廃止図(S=1/1500)

別図3



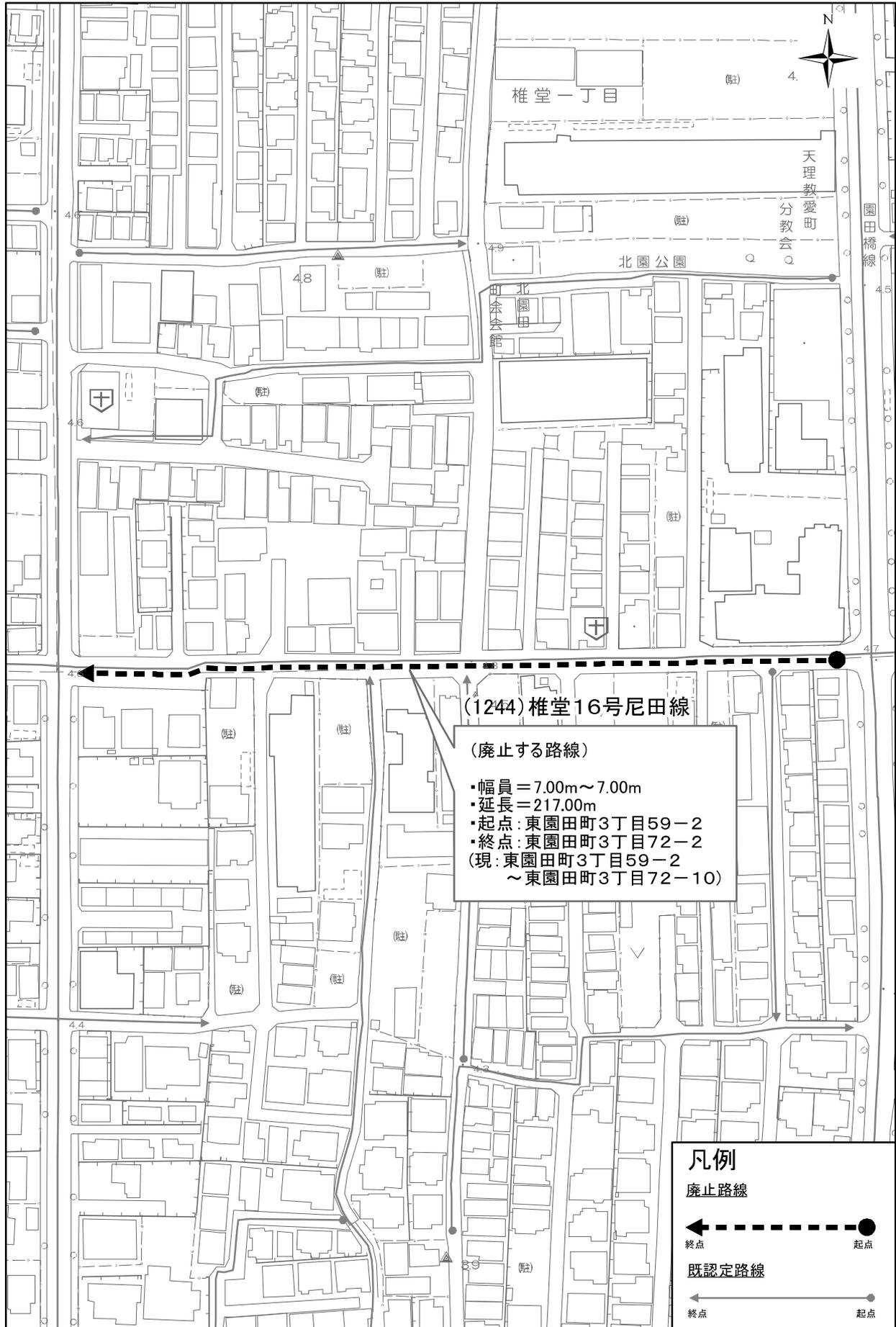
# 市道路線の廃止図(S=1/1500)

別図4



# 市道路線の廃止図(S=1/1500)

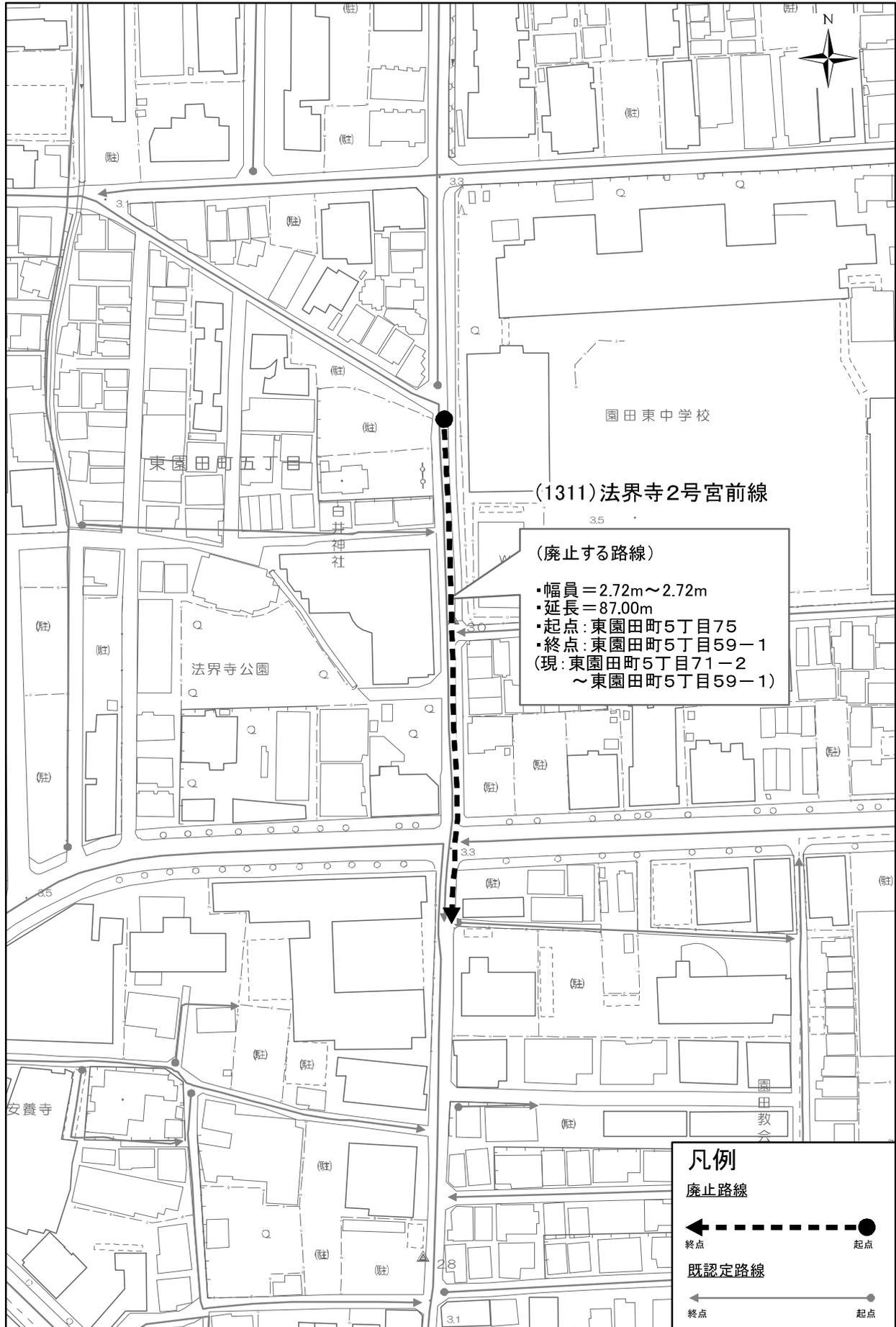
別図5





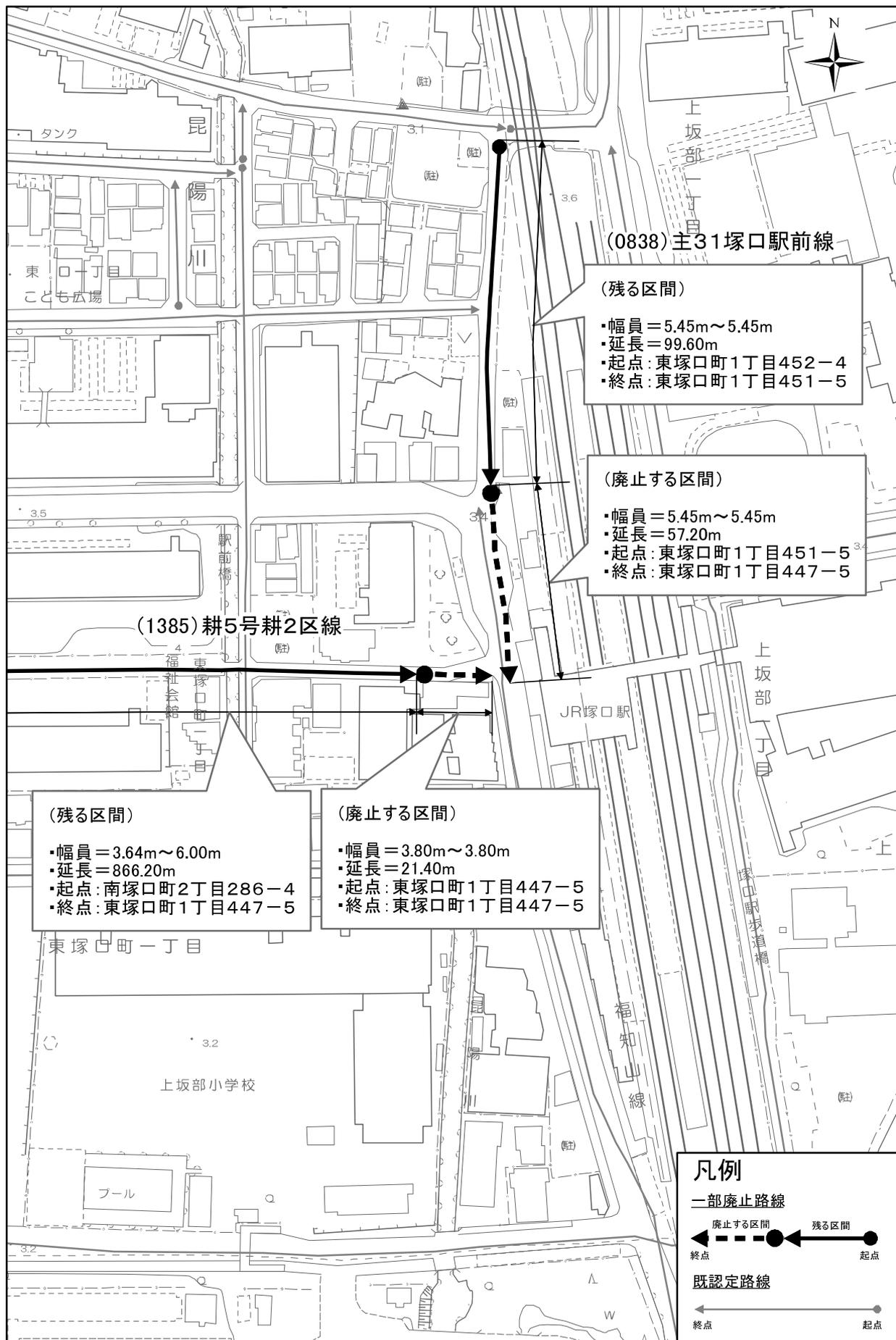
# 市道路線の廃止図(S=1/1500)

別図7





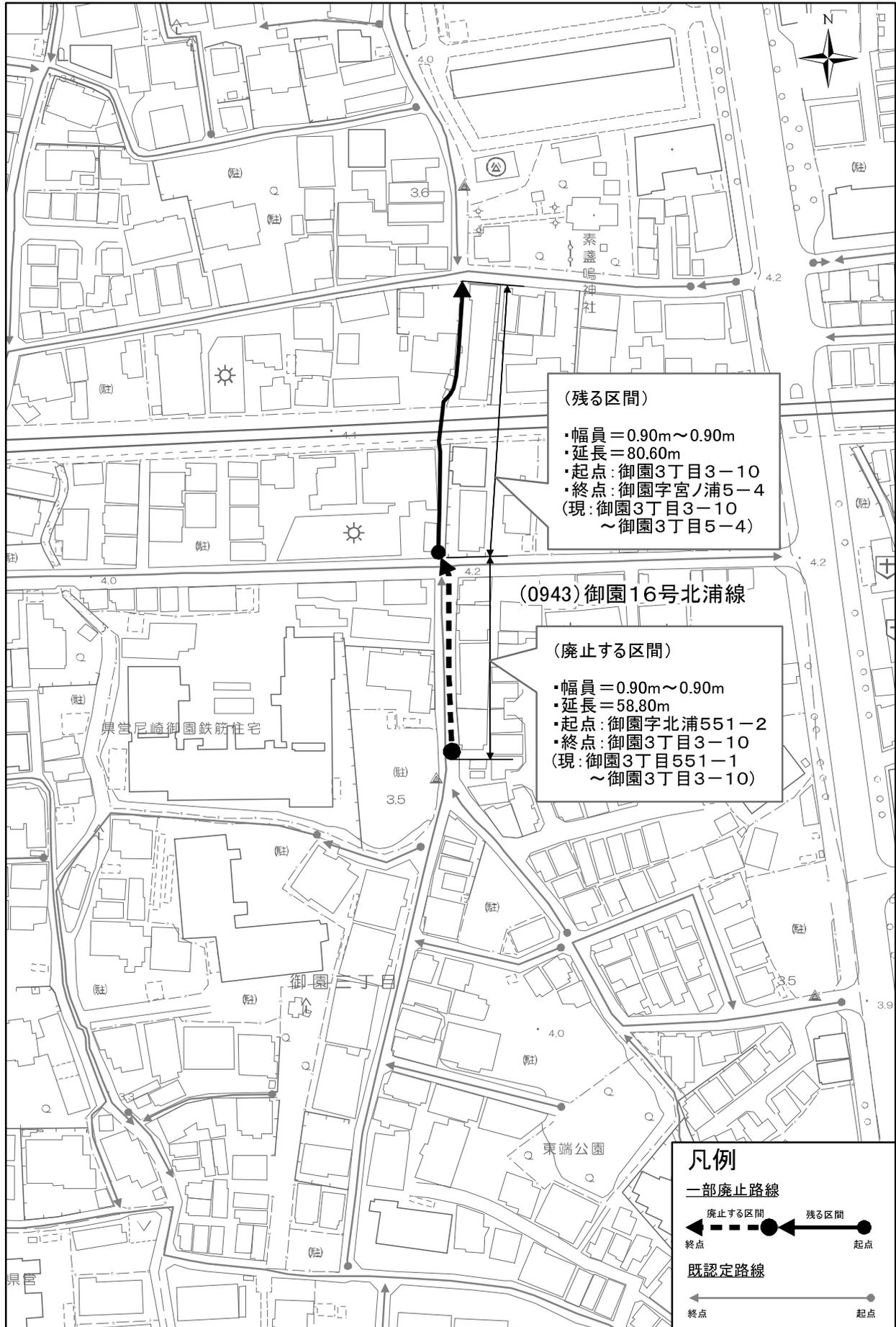
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図1



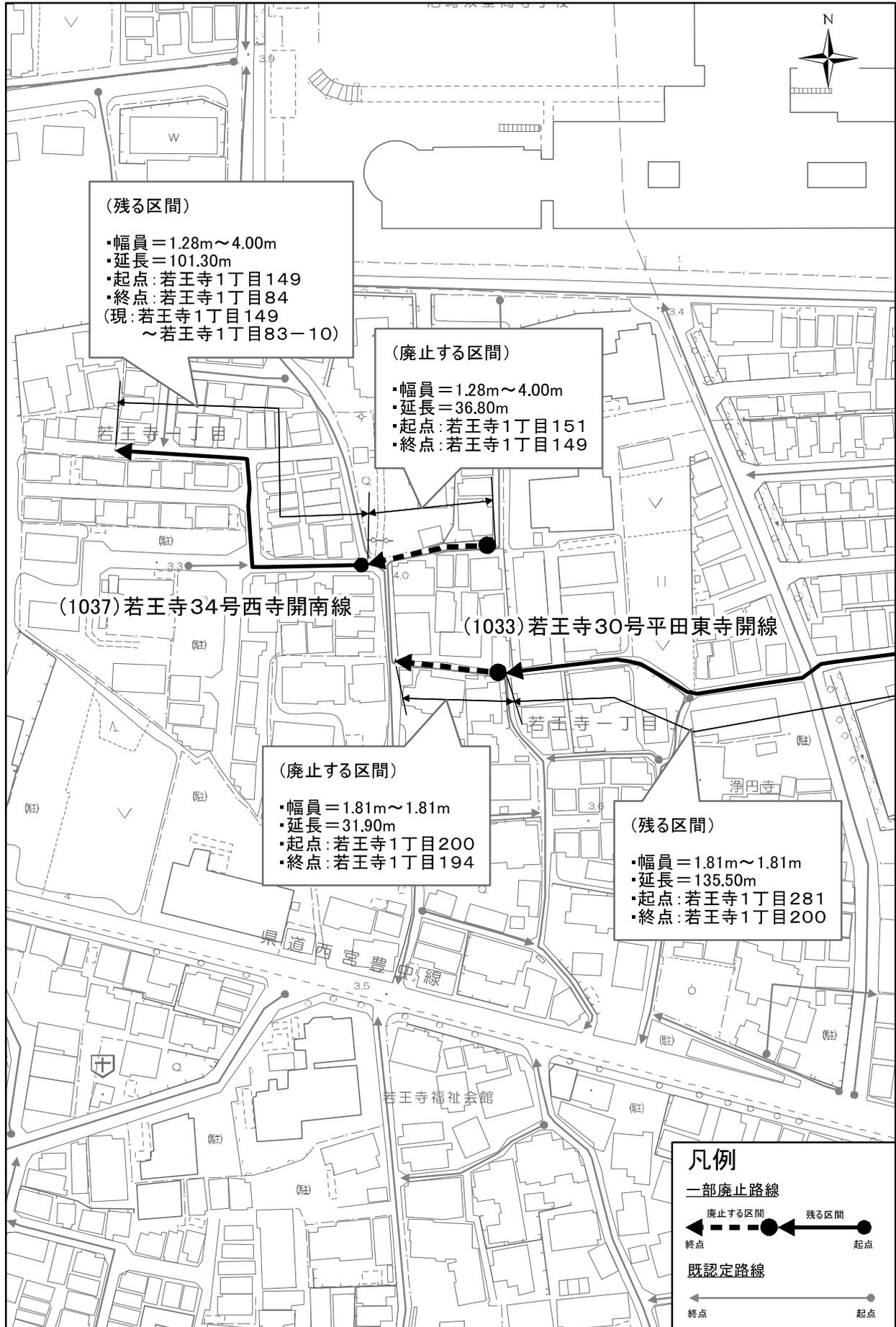
# 市道路線の一部廃止図(S=1/5000) 別図2



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図3



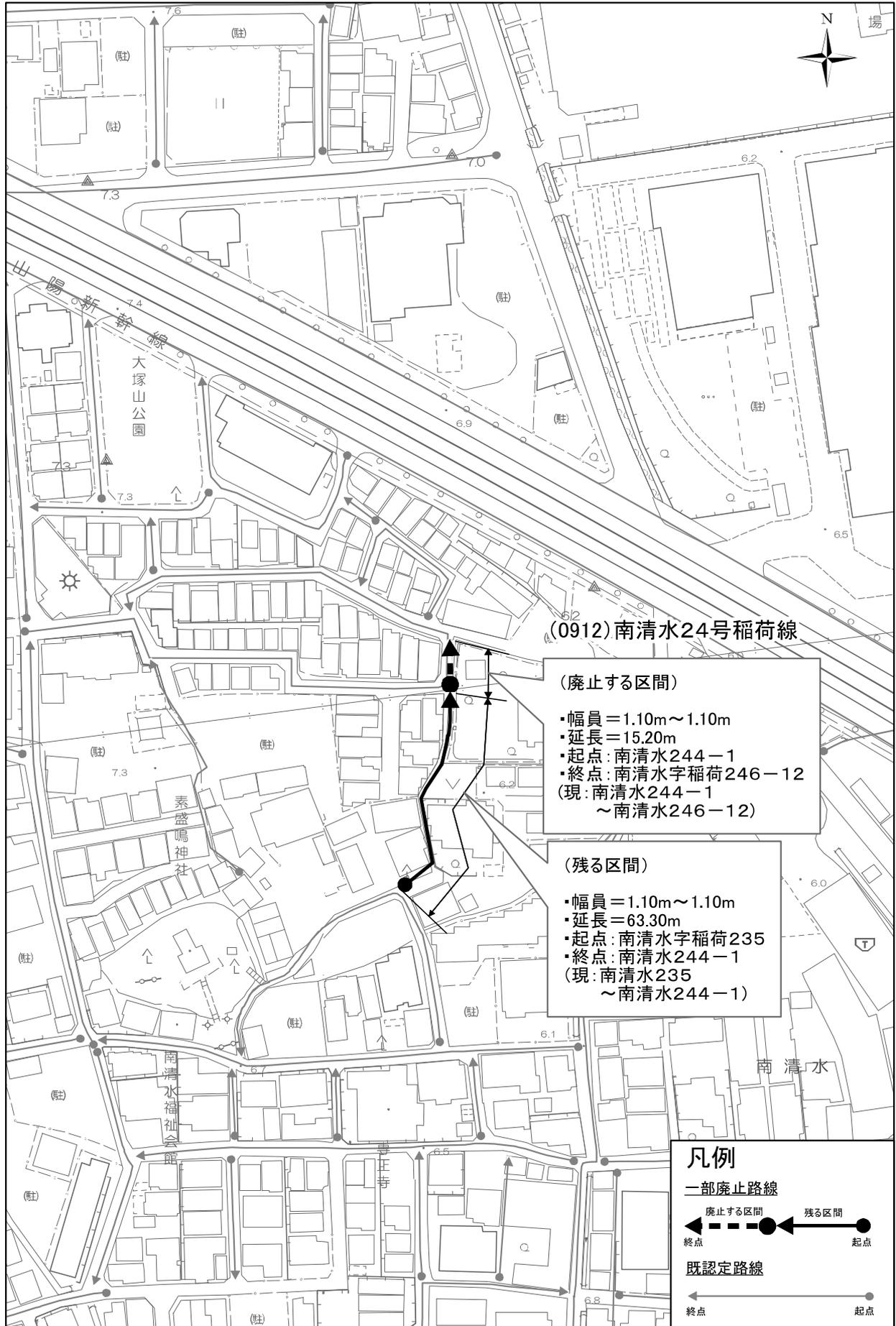
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図4



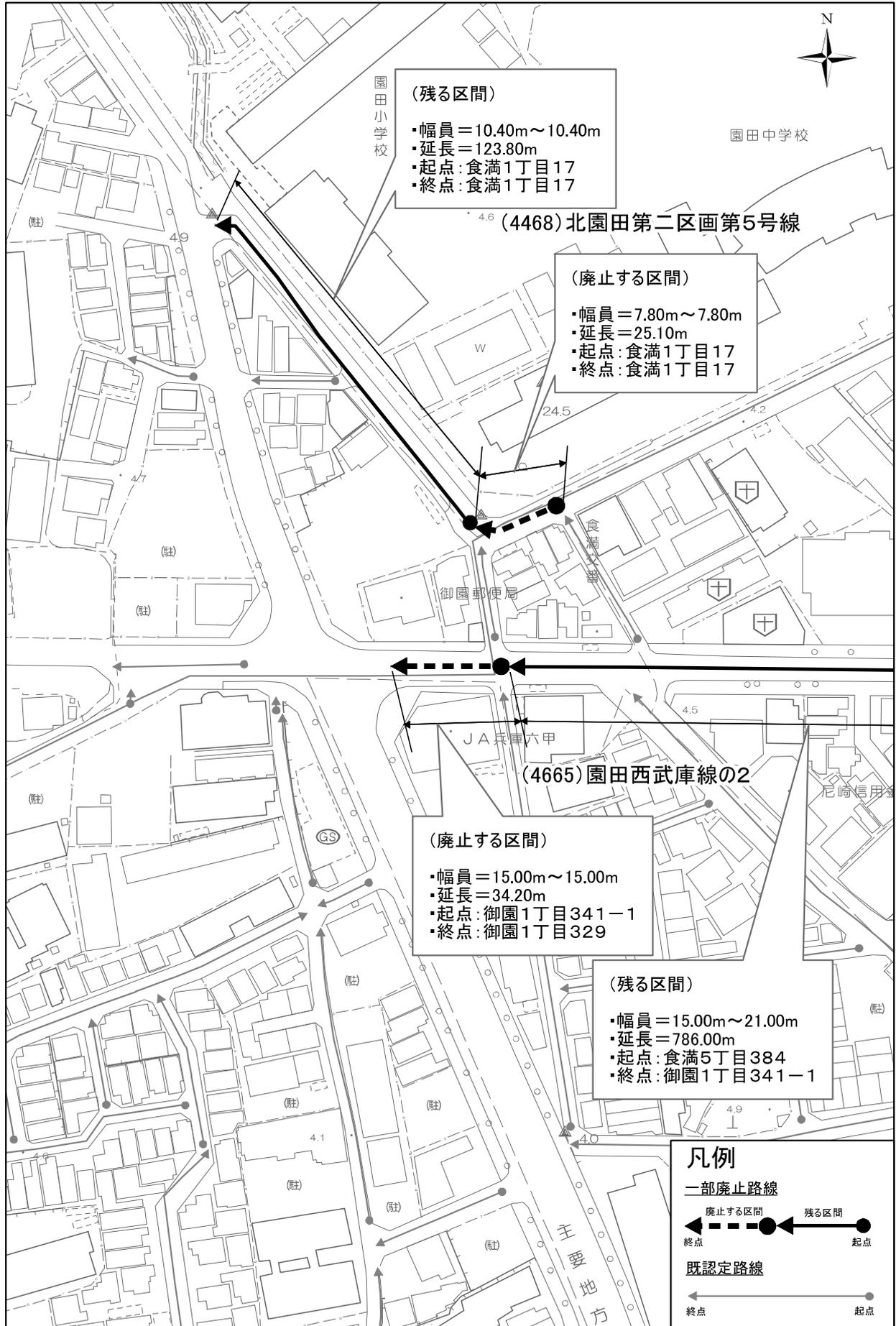
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図5



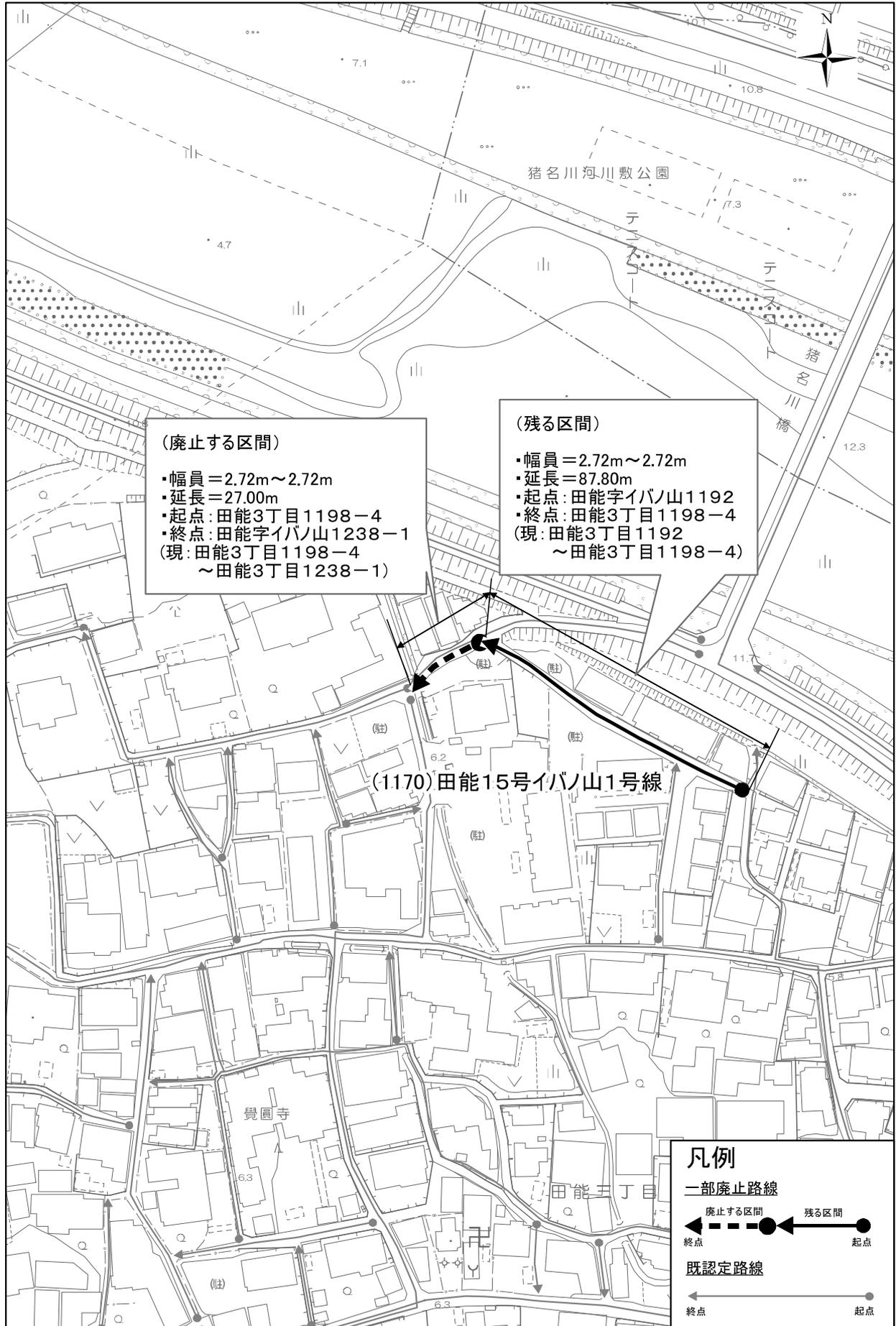
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図6



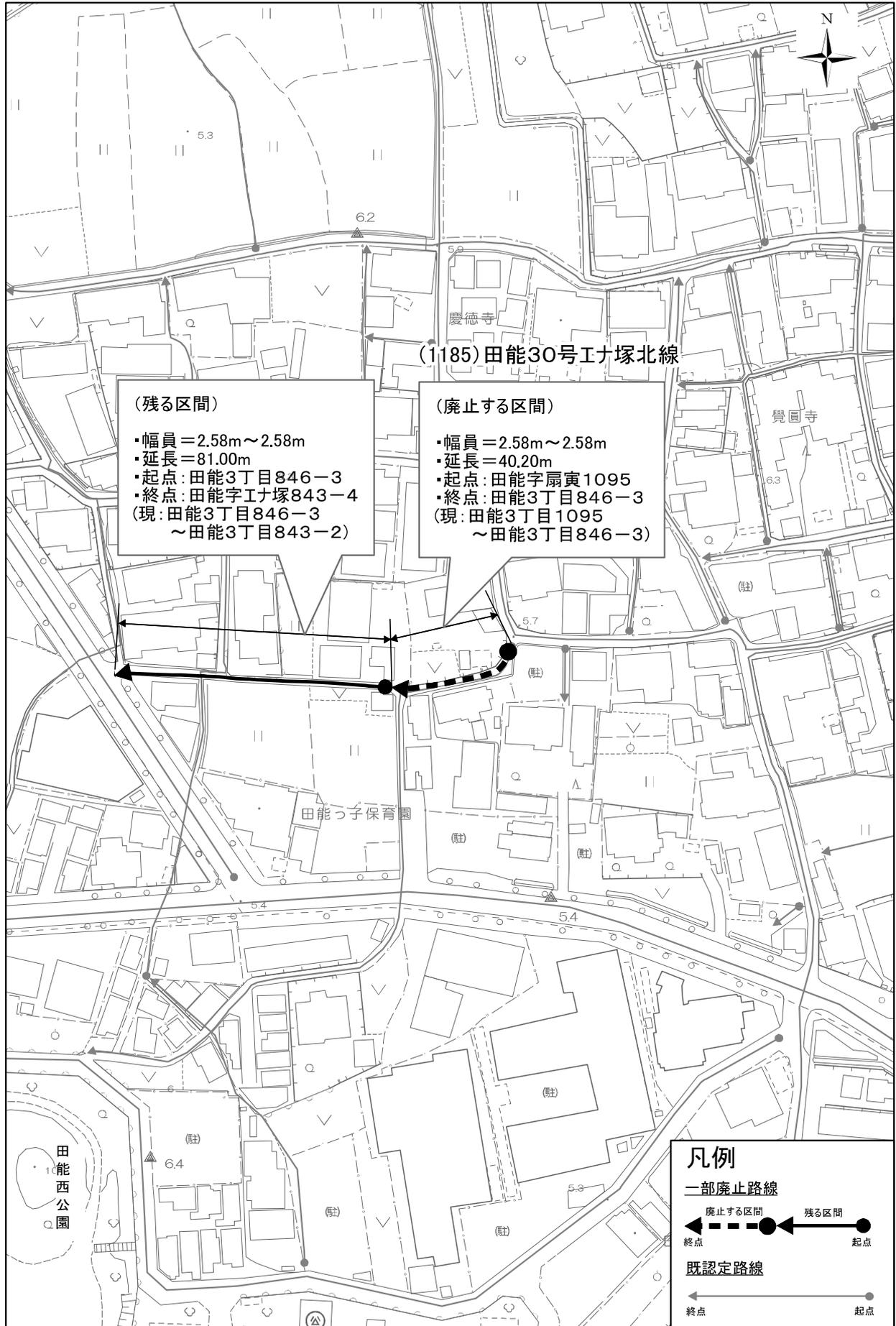
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図7



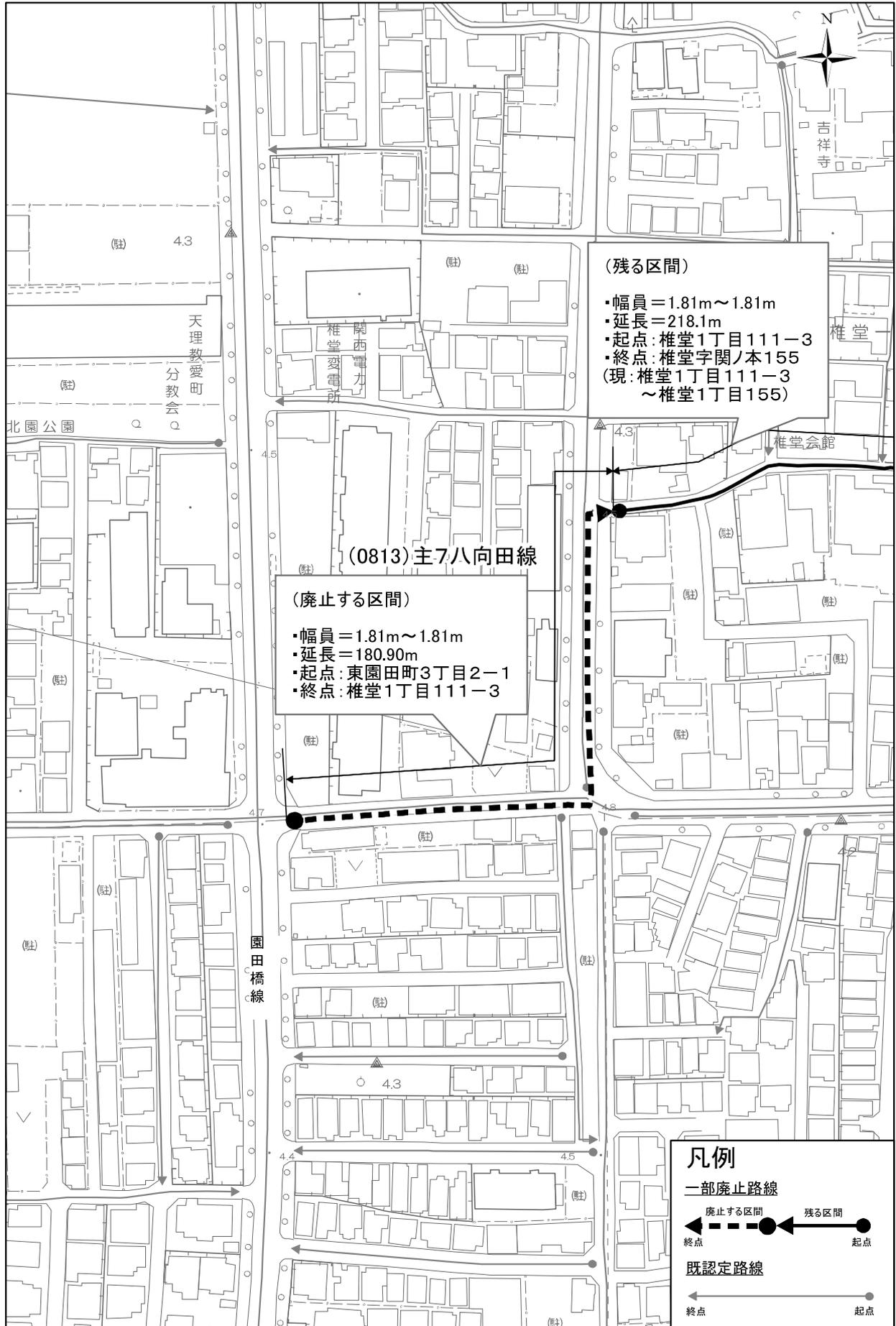
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図8



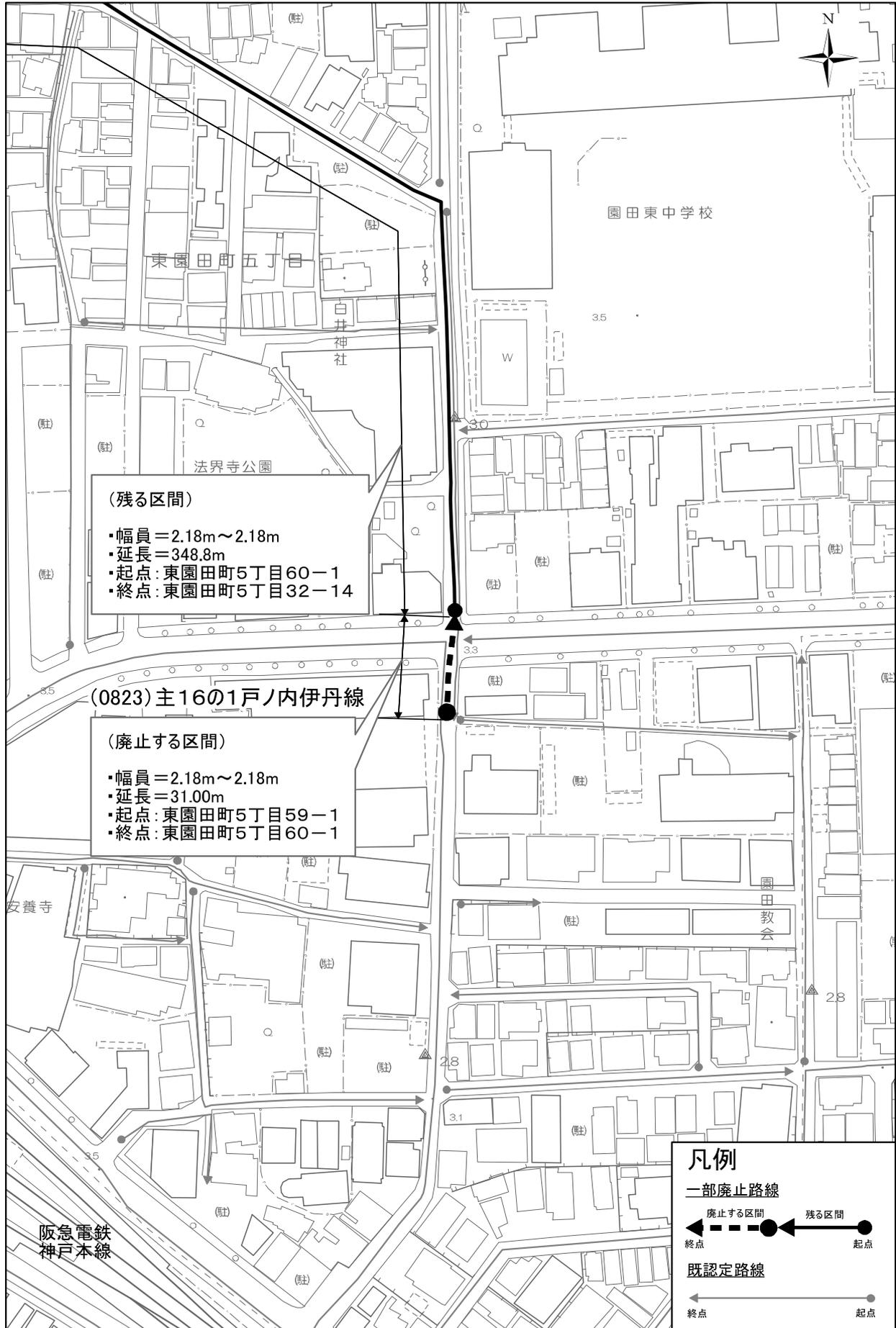
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図9



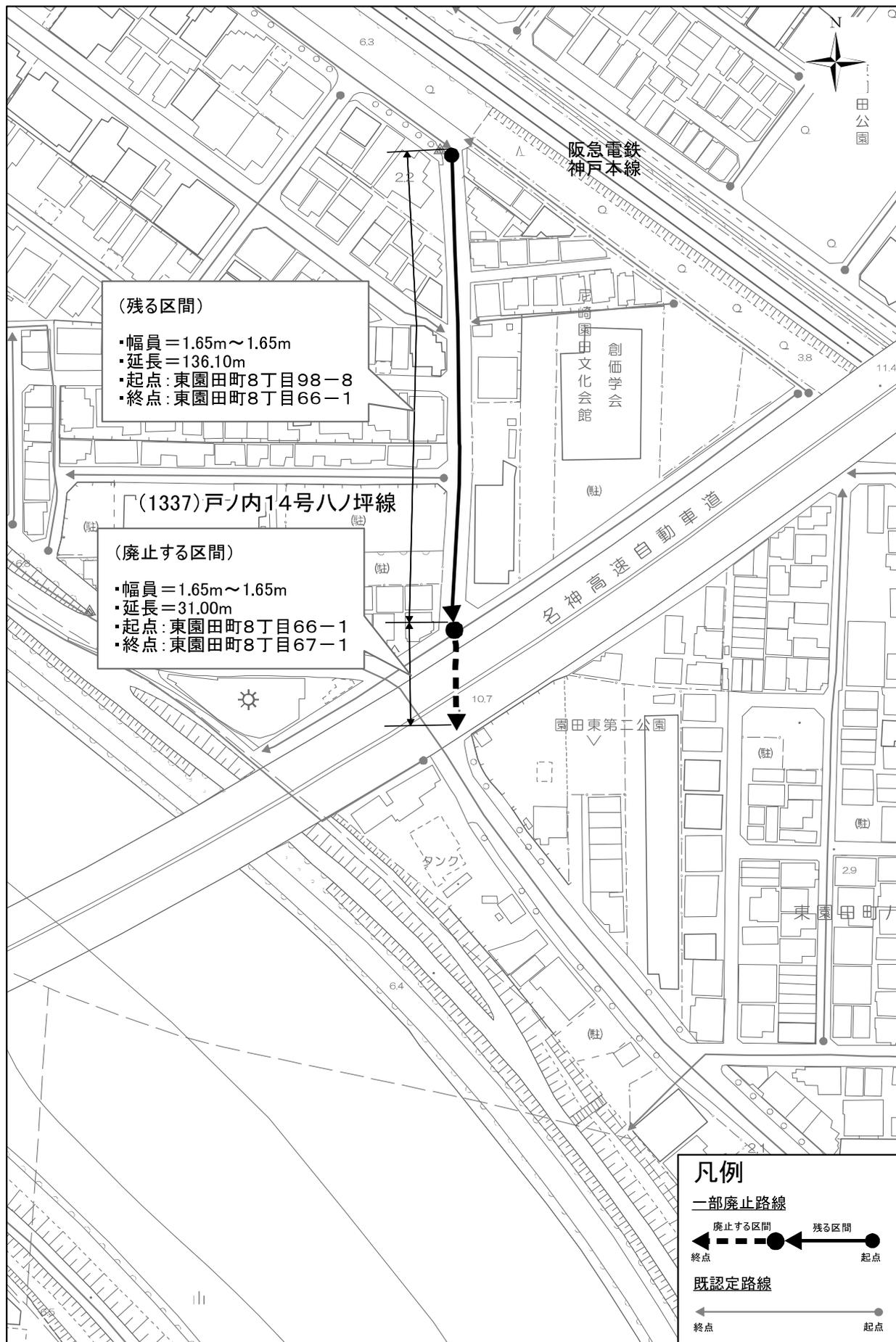
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図10



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図11

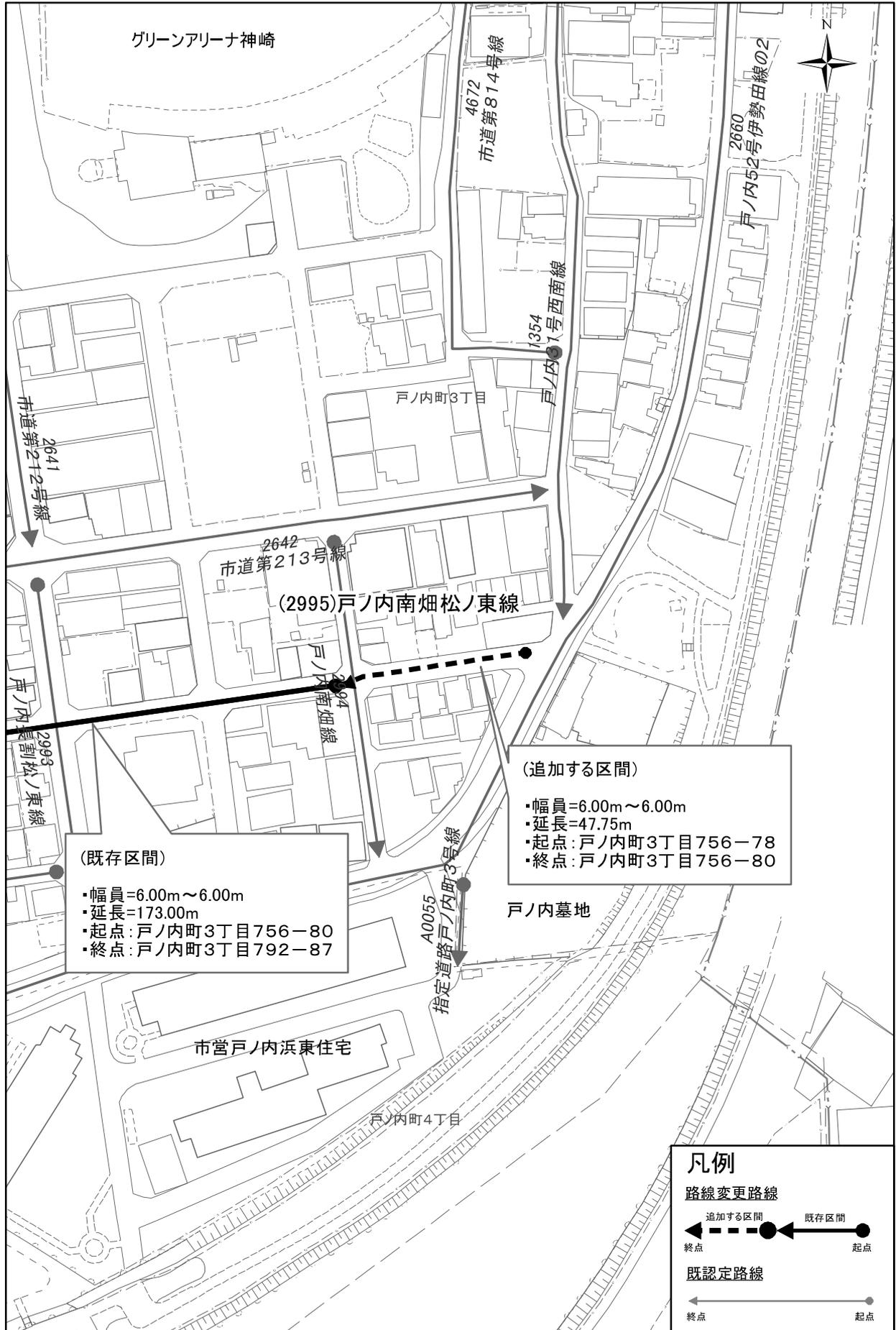


# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図12



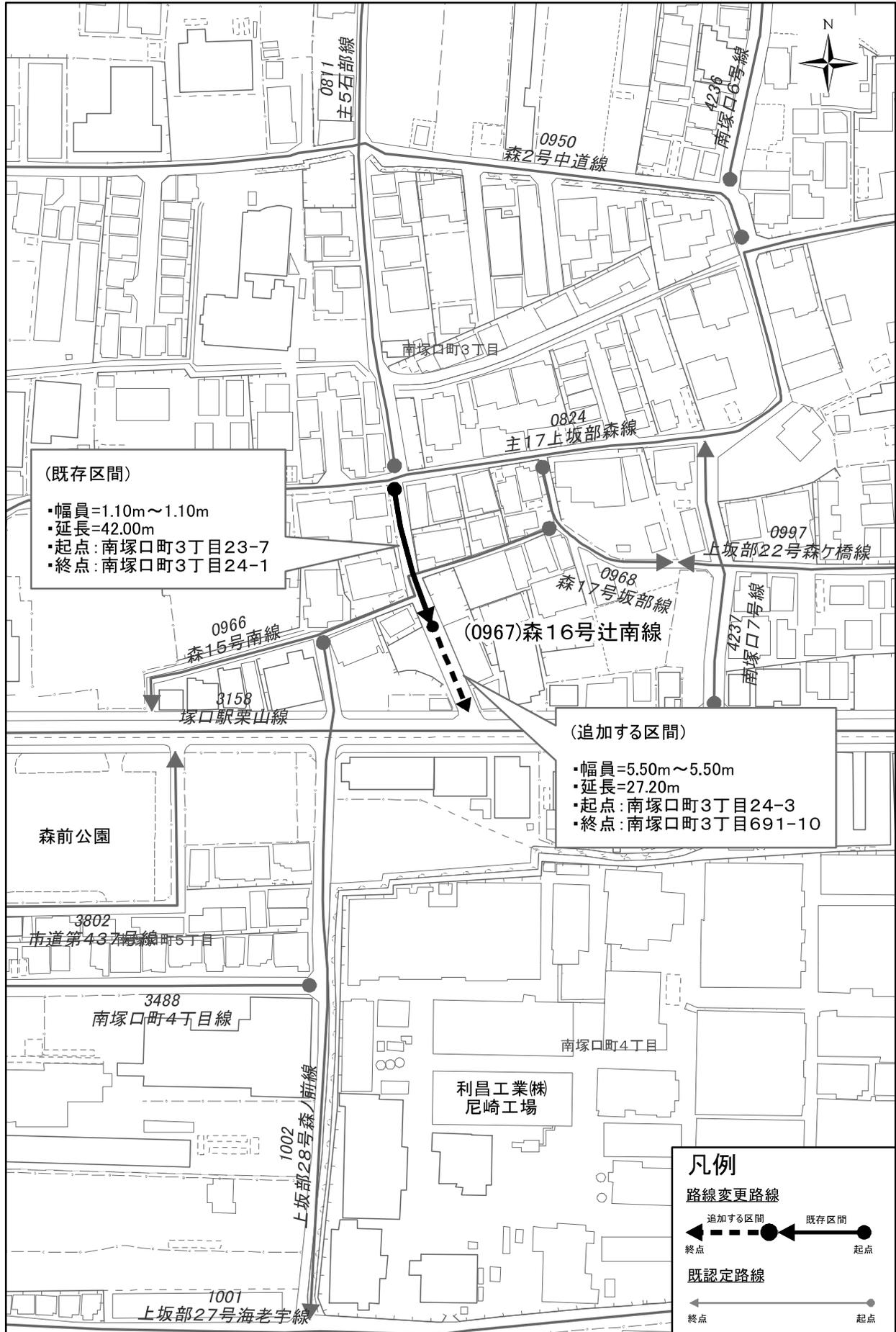
# 市道路線の路線変更図(S=1/1500)

別図1



# 市道路線の路線変更図(S=1/1500)

別図2



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第103号 ・第104号	所管	道路課
件名	指定管理者の指定について（尼崎市立自転車等駐車場）				
<b>内 容</b>					
1 施設名及び所在地					
	地域	自転車駐車場	所在地		
(1) 東部		J R 尼崎駅南	尼崎市長洲本通1丁目		
		J R 尼崎駅北	尼崎市潮江1丁目		
		阪急塚口駅南	尼崎市南塚口町2丁目		
(2) 西部		立花駅第1	尼崎市西立花町1丁目		
		立花駅第2、第4、第5	尼崎市立花町1丁目		
		立花駅第3、立花駅南地下	尼崎市七松町1丁目		
		立花駅第6	尼崎市七松町2丁目		
		立花駅第7	尼崎市立花町4丁目		
		武庫之荘駅第1	尼崎市南武庫之荘1丁目		
		出屋敷駅北	尼崎市竹谷町2丁目		
2 指定管理者					
	地域	指定管理者			
(1) 東部		大阪市中央区難波2丁目2番3号 ミディ総合管理株式会社 代表取締役社長 石原 浩一郎			
(2) 西部		(公社) 尼崎市シルバー人材センター・(株) 阪神ステーションネット・(株) アーキエムズ共同事業体 代表者 尼崎市東難波町5丁目19番5号 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 理事長 岩田 強			
3 指定期間					
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）					
4 選定方法					
令和6年7月29日から9月27日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、企画提案書などの書類審査とプレ					

ゼンテーションによる審査を実施し選定した。

**【選定基準】**

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであるか
- (2) 駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるか
- (3) 駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか
- (4) 駐車場の管理を安定して行う能力を有しているものであるか

5 応募団体

- (1) 東部 2団体
- (2) 西部 1団体

6 選定理由

各選定団体は、選定委員会で設けた4つの選定基準において、それぞれ総合的に優れた評価を得たことにより、尼崎市立自転車等駐車場の指定管理者として適切であると判断した。

## 応募者一覧

### (1) 東部

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	(公財) 自転車駐車場整備センター・(株) 駐輪サービス共同事業体		
	代表者	公益財団法人自転車駐車場整備センター	理事長 樺島 徹
	構成員	株式会社駐輪サービス	代表取締役 蘆原 節二
2	ミディ総合管理株式会社	代表取締役社長 石原 浩一郎	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 大阪府中央区難波2丁目2番3号

(五十音順)

### (2) 西部

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	(公社) 尼崎市シルバー人材センター・(株) 阪神ステーションネット・(株) アーキエムズ共同事業体		
	代表者	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	理事長 岩田 強
	構成員	株式会社阪神ステーションネット	代表取締役社長 大地 一正
	構成員	株式会社アーキエムズ	代表取締役 村田 雅明
			尼崎市東難波町5丁目19番5号 大阪府福島区海老江1丁目1番31号 京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1



&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第105号	所 管	公園維持課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場））				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場） 尼崎市平左衛門町				
2	指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ 代表者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史				
3	指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和6年7月9日から9月9日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②施設の効用を最大限に発揮させるものであるか ③施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 ハウスビルシステム・尼漁開発グループは、本市及び他市の同種施設の管理運営実績があり安定した運営が期待できること、また、地域社会への貢献や更なる利用者数の増加に繋がる提案がなされていることから、尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場）の指定管理者として適切であると判断した。				

応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	ハウスビルシステム・尼漁開発グループ			
	代表者	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目 2番2-1200号
	構成員	株式会社尼漁開発	代表取締役 宮本 悦男	尼崎市元浜町4-77

&lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第106号	所 管	公園維持課、公園計画・21世紀の森担当
件 名	指定管理者の指定について(小田南公園(軟式野球場、駐車場、園路及び広場))				
内 容					
1	施設名及び所在地 小田南公園(軟式野球場、駐車場、園路及び広場) 尼崎市杭瀬南新町3丁目3				
2	指定管理者 ゼロカーボンベースボールパーク共同企業体 代表者 大阪市福島区海老江1丁目1番24号 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 久須 勇介				
3	指定期間 令和7年2月1日から令和12年3月31日まで(5年2か月間)				
4	指定理由 小田南公園(軟式野球場、駐車場、園路及び広場)においてゼロカーボンベースボールパーク共同企業体が管理運営を行うことで、プロ野球による賑わい創出の取組と一体的な公園施設の管理運営が可能となり、地域経済の活性化、スポーツの振興、市民の健康増進等が期待できるため、非公募で指定管理者として指定するもの。				

## 指定管理者の構成団体

指定管理者 ゼロカーボンベースボールパーク共同企業体	
代表者	大阪市福島区海老江1丁目1番24号 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 久須 勇介
構成員	西宮市甲子園浦風町16番24号 阪神園芸株式会社 代表取締役社長 久保田 晃司
構成員	大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長 北野 研
構成員	大阪市福島区海老江1丁目1番31号 阪急阪神エステート・サービス株式会社 代表取締役社長 大崎 健一

## &lt;令和6年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第107号 ～第109号	所 管	教育委員会事務局企画管理課
件 名	物件の買入れについて（追認）（平成27年度使用教師用教科書及び指導書・令和2年度使用教師用指導書・令和6年度使用教師用教科書及び指導書）				
内 容					
<p>1 趣旨</p> <p>他の地方公共団体における必要な議決を経ていない教師用指導書等の購入についての報道を受け、本市においても同様の事案がないか調査を行った。</p> <p>その結果、平成27年度、令和2年度及び令和6年度における教師用指導書などの買入れについて、それぞれ予定価格が6,000万円以上の財産の買入れであり、本来であれば尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例（以下「条例」という。）の規定に基づき議会の議決を要するが、議会の議決を得ずに買入れを行っていたことが判明した。については、これら3件の物件の買入れについて追認を得るため、条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 買入れの目的</p> <p>学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため</p> <p>3 買入れ物件の内容</p> <p>(1) 平成27年度使用教師用教科書及び指導書</p> <p>(2) 令和2年度使用教師用指導書</p> <p>(3) 令和6年度使用教師用教科書及び指導書</p> <p>4 買入れの方法</p> <p>随意契約</p> <p>5 買入れの金額</p> <p>(1) 60,422,743円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）</p> <p>(2) 69,485,900円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p> <p>(3) 97,887,219円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p> <p>6 買入れの相手方</p> <p>神戸市西区王塚台1丁目55番1号</p> <p>兵庫県教科書株式会社</p> <p>取締役社長 乗船 高義</p> <p>7 契約日</p> <p>(1) 平成27年4月1日</p> <p>(2) 令和2年4月1日</p> <p>(3) 令和6年4月1日</p>					